

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月20日
【発行者の名称】	株式会社田村ビルズグループ (Tamura Builds Group Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田村 伊幸
【本店の所在の場所】	山口県山口市黒川400番地1
【電話番号】	(083) 902-0950 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 與國 忍
【担当F-A d v i s e rの名称】	株式会社船井総合研究所
【担当F-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 真貝 大介
【担当F-A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目2番1号
【担当F-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.funaisoken.co.jp
【電話番号】	(03) 4356-0271
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年3月25日にFukuoka PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社田村ビルズグループ https://tamura-builds.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/
【投資者に対する注意事項】	<ol style="list-style-type: none">1 Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。3 Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。4 福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期
決算年月		2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高	(千円)	5,858,642	6,782,641	7,676,225
経常利益	(千円)	179,888	192,404	461,103
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	61,707	291,401	224,570
包括利益	(千円)	58,023	292,201	226,159
純資産額	(千円)	1,356,282	1,667,869	1,894,028
総資産額	(千円)	7,323,262	7,695,091	7,829,948
1株当たり純資産額	(円)	1,356.28	1,667.87	1,894.03
1株当たり配当額	(円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	(円)	61.71	291.40	224.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	18.5	21.7	24.2
自己資本利益率	(%)	4.6	19.3	12.6
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	77,462	△281,483	191,337
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△896,514	232,207	△234,861
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	711,634	128,673	△302,140
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,302,972	1,382,369	1,036,705
従業員数	(人)	186	194	205
(外、平均臨時雇用者数)		(32)	(48)	(50)

(注1) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(注3) 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

(注4) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(注5) 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第12期の連結財務諸表について監査法人コスモスによる監査を受けておりますが、第10期及び第11期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社グループのルーツとなる田村屋は、1879年に食料品店として創業されました。その後、時代のニーズに合わせて生業を変えながら、1972年に田村建材株式会社を設立し、日本国内の高度成長を背景に、建築資材販売業として山口県北部地域で店舗展開してまいりました。以降、1992年の産業廃棄物処理業許可取得、2007年の宅地建物取引業許可取得により、建築資材販売業から産業廃棄物処理業及び建築・不動産事業へと事業転換を図ってまいりました。2010年代には、山口県中西部へ不動産事業として積極的な出店をし、現在では山口県内に建築・不動産事業として11拠点、環境リサイクル事業として2拠点を展開しています。また、2023年には福岡本社を開設し、九州エリアにおいても建築・不動産事業として福岡県内に3拠点、熊本県内に1拠点を展開しています。建築・不動産事業では、中古住宅の売買仲介事業で店舗展開をしながら、そこに集まる不動産情報に付加価値を付けることで「住」に関わる事業の多角化を図っています。具体的には、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売、建築・足場、不動産売買仲介となります。環境リサイクル事業では埋立容量約53万立方メートルの安定型最終処分場を核として、中間処理施設（木くず破砕施設、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石膏ボード）破砕施設、廃プラスチック類破砕・圧縮施設）を3施設保有しています。また産業廃棄物の収集・運搬も当社グループで行っており、廃棄物の収集・運搬から中間処理及びリサイクル・最終処分までという産業廃棄物処理の一貫体制を構築しています。

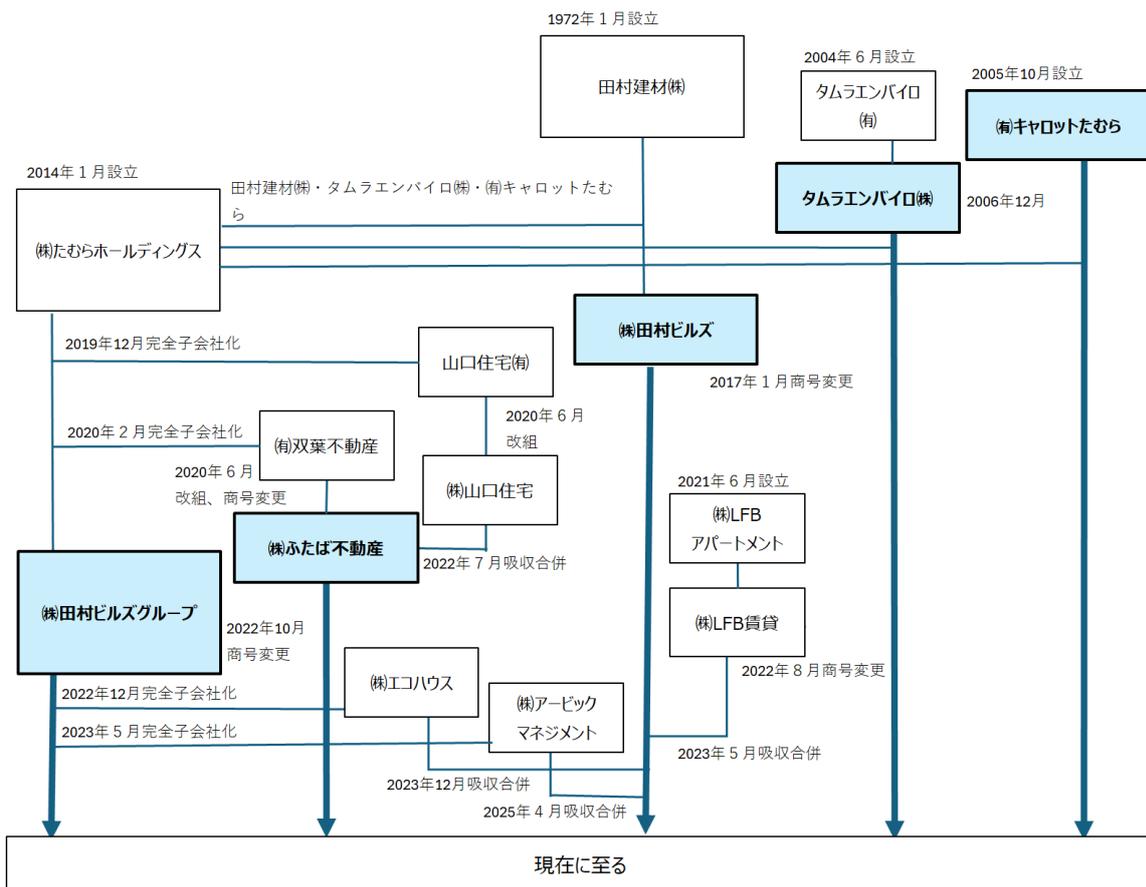
当社は、戦略的な管理・運営と効率化を目的に、2014年に純粋持株会社として設立いたしました。資本を集中させ、グループ全体の意思決定を迅速化するとともに、戦略的な事業ポートフォリオの構築により競争力を向上させることを目指してまいります。また、持株会社を通じて経営資源の配分を最適化し、新たな事業展開やイノベーションを促進する基盤を構築します。さらに、法務の観点からも有利な運営を実現し、リスクを分散することで当社グループ全体の持続可能性を強化します。このような統括機能を持つことで、企業価値の最大化を図り、長期的な成長を支える仕組みを確立することを目的としております。

当社グループの沿革は以下の通りとなります。

年月	沿革
1879年1月	山口県長門市に田村屋を創業
1892年1月	田村屋を田村商店に改名
1972年1月	田村商店を改組し、田村建材株式会社を設立（三隅本店、長門支店、油谷支店）
1992年1月	田村建材株式会社が山口県山口市に山口支店を開設し、足場工事業を開始
1992年10月	田村建材株式会社が山口県長門市で産業廃棄物処分業（最終処分）許可を取得し、産業廃棄物処理事業を開始
1999年10月	田村建材株式会社が山口県長門市で産業廃棄物処分業（中間処理：ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石膏ボード）破砕）許可を取得
2001年5月	田村建材株式会社が山口県長門市で産業廃棄物処分業（中間処理：木くず破砕）許可を取得
2003年12月	田村建材株式会社が山口県山口市で産業廃棄物処分業（中間処理：選別・破砕・圧縮）許可を取得
2004年6月	山口県山口市にタムラエンバイロ有限会社を設立
2004年9月	タムラエンバイロ有限会社が産業廃棄物収集運搬業許可を取得
2005年1月	タムラエンバイロ有限会社が産業廃棄物処分業の許可を取得し、産業廃棄物処理事業を開始
2005年10月	山口県長門市に有限会社キャロットたむらを設立
2005年12月	有限会社キャロットたむらが産業廃棄物収集運搬業許可を取得
2006年12月	タムラエンバイロ有限会社が改組し、タムラエンバイロ株式会社へ商号変更
2007年1月	有限会社キャロットたむらが産業廃棄物処分業（中間処理及び最終処分）の許可を取得し、産業廃棄物処理事業を開始。
2007年2月	タムラエンバイロ株式会社が宅地建物取引業許可を取得
2007年3月	タムラエンバイロ株式会社が一般建設業許可（とび・土工工事業）を取得
2007年5月	タムラエンバイロ株式会社がハウストゥ山口平川店を開設
2010年6月	タムラエンバイロ株式会社がハウストゥ宇部店を開設
2014年1月	山口県山口市に持株会社として当社（株式会社たむらホールディングス、現株式会社田村ビルズグループ）を設立し、田村建材株式会社、タムラエンバイロ株式会社、有限会社キャロットたむらを完全子会社化
2014年6月	田村建材株式会社が新築事業及び中古住宅買取再販事業を開始
2014年11月	田村建材株式会社が不動産事業を開始（タムラエンバイロ株式会社から事業を承継）
2017年1月	田村建材株式会社が株式会社田村ビルズへ商号変更

年月	沿革
2019年9月	株式会社田村ビルズが収益不動産の保有を本格的に開始すると同時に賃貸管理事業を開始
2019年12月	当社が山口住宅有限会社（山口県山口市）を完全子会社化
2020年2月	当社が有限会社双葉不動産（山口県萩市）を完全子会社化し、萩・長門地区で不動産事業を開始
2020年6月	山口住宅有限会社が株式会社山口住宅へ改組 有限会社双葉不動産が改組し、株式会社ふたば不動産へ商号変更
2021年6月	当社の完全子会社として山口県山口市に株式会社LFBアパートメントを設立し、アパート販売事業を開始。「LFB賃貸」ブランドを立ち上げ、LFB賃貸山口中央店、LFB賃貸宇部店、LFB賃貸山口東店を開設
2022年7月	株式会社ふたば不動産が株式会社山口住宅を吸収合併
2022年8月	株式会社LFBアパートメントが株式会社LFB賃貸へ商号変更
2022年10月	当社（株式会社たむらホールディングス）が株式会社田村ビルズグループへ商号変更
2022年12月	当社が株式会社エコハウス（山口県宇部市）を完全子会社化し、注文住宅事業を強化
2023年1月	株式会社田村ビルズが不動産情報MAPシステム「スモーラ」を開発し、不動産テック事業としてサービス提供を開始
2023年5月	当社が株式会社アービックマネジメント（北九州市小倉北区）を完全子会社化し、北九州市で賃貸管理事業を強化
2023年5月	株式会社田村ビルズが株式会社LFB賃貸を吸収合併
2023年10月	当社が福岡市中央区に福岡本社を開設
2023年11月	株式会社田村ビルズが不動産特定共同事業法に基づき、山口県知事より第1号の許可を取得
2023年12月	株式会社田村ビルズが株式会社エコハウスを吸収合併
2025年4月	株式会社田村ビルズが株式会社アービックマネジメントを吸収合併
2025年6月	有限会社キャロットたむらが産業廃棄物処理施設変更（最終処分場の拡張）許可を取得

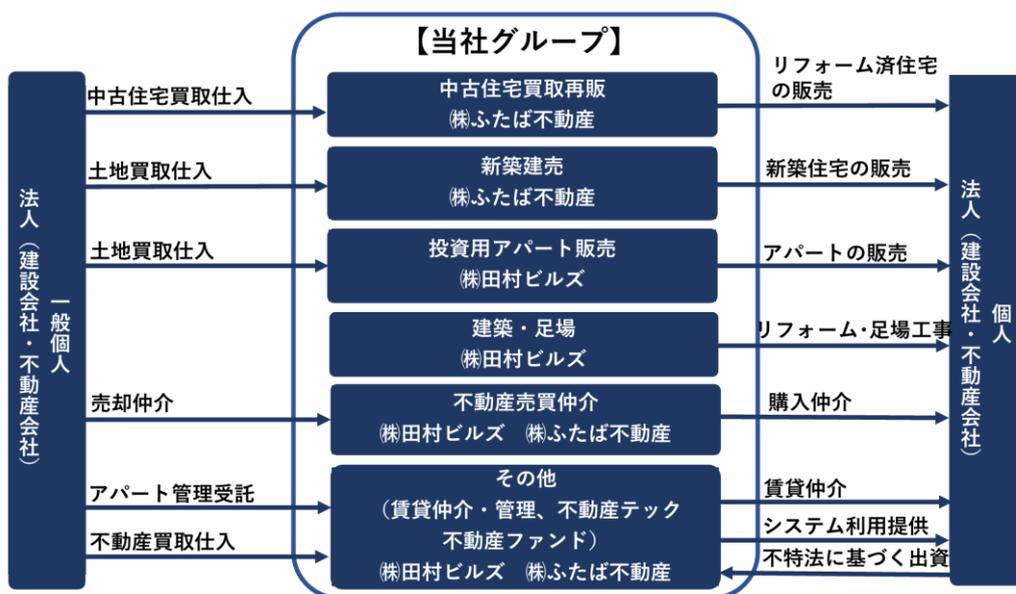
主な事業の変遷を図示すると下記の通りであります。



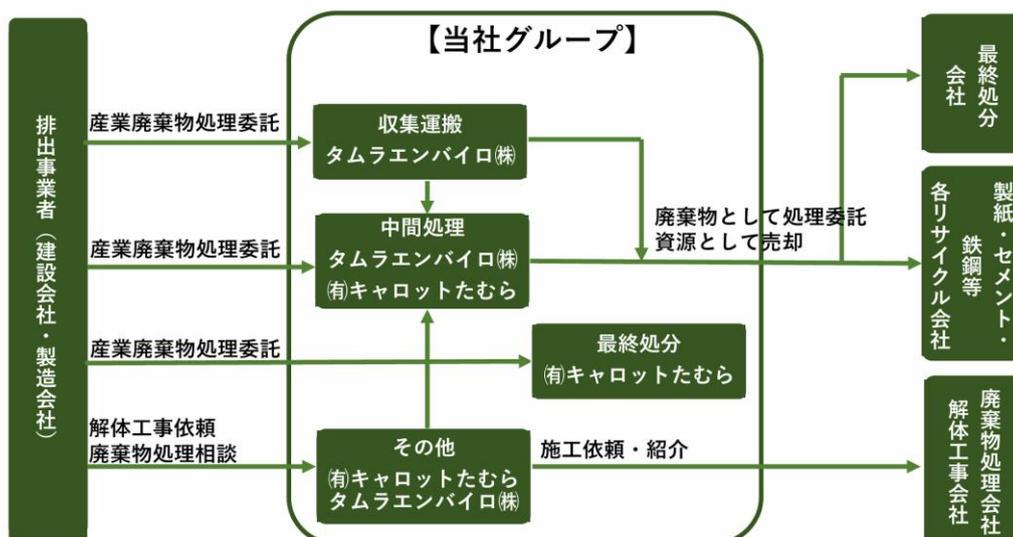
3 【事業の内容】

当社グループは、建築・不動産事業、環境リサイクル事業の2つのセグメントで事業を運営しており、株式会社田村ビルズグループ（以下「当社」という。）、及び当社の子会社である株式会社田村ビルズ、株式会社ふたば不動産、タムラエンバイロ株式会社、有限会社キャロットたむらの5社で構成されております。各セグメントにおける当社及び子会社の位置付けは、当社がグループ全体の経営マネジメント及び経理・総務等のバックオフィス業務を担い、建築・不動産事業を株式会社田村ビルズ、株式会社ふたば不動産が運営し、環境リサイクル事業をタムラエンバイロ株式会社、有限会社キャロットたむらが運営しております。

事業系統図（建築・不動産事業）



事業系統図（環境リサイクル事業）



【建築・不動産事業】

1. 中古住宅買取再販

中古の戸建住宅及び区分マンションを買い取り、その後、リフォーム工事を施すことで物件に新たな付加価値を創出します。これらの再生された住宅は、自社ブランドである「LFB 再生住宅」として住宅一次取得者をターゲットに再販しております。建設・不動産事業において主要の事業となります。

(株式会社ふたば不動産)

2. 新築建売

事業用地として土地を購入し、その土地に新築住宅を建設します。完成した土地と住宅を一括して、自社ブランドの「LFB 新築住宅」として顧客に建売販売しております。

(株式会社ふたば不動産)

3. 投資用アパート販売

投資を目的としたアパートの販売として、まず土地を購入し、そこに新築アパートを建設します。完成した土地とアパートをセットにして、自社ブランドである「LFB アパートメント」として主に投資家の方々へ販売しております。

(株式会社田村ビルズ)

4. 建築・足場

山口県を主な活動エリアとし、新築住宅の請負工事や住宅リフォームの請負工事を行っております。これらに加え、建設現場で必要となる仮設足場の設置や解体を行う足場架け払い工事も手掛けております。

(株式会社田村ビルズ)

5. 不動産売買仲介

山口県を中心として、福岡県、熊本県などに合計 11 拠点で展開しております。このうち 9 店舗は、株式会社 And Do ホールディングスが運営する不動産仲介フランチャイズの「ハウズドゥ」ブランドに加盟しており、売買仲介業務に付随する各種サービスも含めて、お客様にワンストップで提供しております。

(株式会社田村ビルズ及び株式会社ふたば不動産)

6. その他

自社ブランドの「LFB 賃貸」として、賃貸アパートを対象とした賃貸仲介業務及び入居後の賃貸物件の管理業務を行っております。

「スモーラ」のサービス名で、不動産情報に特化した MAP システムをサブスクリプション（月額課金）型で提供する不動産テックサービスを展開しております。

不動産特定共同事業法に基づく許可を取得し、不動産投資型クラウドファンディングサービスを提供しております。

(株式会社田村ビルズ及び株式会社ふたば不動産)



【環境リサイクル事業】

1. 収集運搬

企業が事業活動に伴って排出する産業廃棄物について、排出元の企業に代わって、適正かつ効率的な収集と運搬を代行するサービスを提供しております。

(タムラエンバイロ株式会社)

2. 中間処理

産業廃棄物の中間処理業許可として「選別・破砕・圧縮」の許可を有し、産業廃棄物の減容化及び再資源化を行っております。産業廃棄物の選別過程で発生する金属くず、紙くず及び中間処理した後の木質チップを有価物として売却する事業を行っております。

(タムラエンバイロ株式会社及び有限会社キャロットたむら)

3. 最終処分

有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の安定型産業廃棄物を埋め立てる最終処分業の許可を有し、廃棄物を適切に管理しながら安定型最終処分場を運営しております。2025年3月末日現在、埋立容量約53万立方メートル)の産業廃棄物処分業許可を取得いたしました。

また、本施設のさらなる拡張を目的として、2025年6月に埋立容量を約99万立方メートルとする産業廃棄物処理施設変更許可を取得いたしました。今後、数年内を目途に拡張工事を完了し、最終処分場の増設を検討しております。

(有限会社キャロットたむら)

4. その他

住宅等の解体工事、樹木の伐採工事等の事業を行っております。また様々な廃棄物に関するソリューションを提案しております。

(タムラエンバイロ株式会社及び有限会社キャロットたむら)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容 (注1)	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株田村ビルズ (注2、3、4)	山口県 山口市	100,000	建築・不動産 事業	100	資金の借入、債務被保証、役員の兼 任、担保の受入、不動産の賃貸借、 事務委託、人材採用
株ふたば不動産 (注2、3、4)	山口県 萩市	3,000	建築・不動産 事業	100	資金の借入、債務被保証、担保の受 入、経営指導、事務委託、人材採用
タムラエンバイロ株 (注2、3、4)	山口県 山口市	30,000	環境リサイクル 事業	100	資金の借入、経営指導、不動産の賃 貸借、事務委託、人材採用
有キャロットたむら (注2、3)	山口県 長門市	8,000	環境リサイクル 事業	100	資金の借入、不動産の賃貸借、事務 委託、人材採用

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

(注2) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注3) 株田村ビルズ、株ふたば不動産、タムラエンバイロ株及び有キャロットたむらは特定子会社であります。

(注4) 株田村ビルズ、株ふたば不動産、タムラエンバイロ株は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の2024年6月1日から2025年5月31日までの主要な損益情報等は以下の通りです。

		株田村ビルズ	株ふたば不動産	タムラ エンバイロ株
(1) 売上高	(千円)	4,407,713	3,243,731	869,355
(2) 経常利益	(千円)	339,439	126,499	109,056
(3) 当期純利益	(千円)	191,405	86,292	75,573
(4) 純資産額	(千円)	775,881	147,566	146,273
(5) 総資産額	(千円)	3,149,506	3,277,714	535,526

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
建築・不動産事業	131 (39)
環境リサイクル事業	53 (4)
全社（共通）	21 (7)
合計	205 (50)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は最近1年間の平均雇用人数（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
72 (9)	29.1	3.0	4,751

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は最近1年間の平均雇用人数（ ）外数で記載しております。

(注2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(注3) 当社は、主に当社グループの管理業務を行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費を中心とした内需が持ち直し、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、国際的な政治・経済情勢の不安定化に加え、資源・エネルギー価格の高止まり、人手不足の深刻化等により、企業活動にかかるコストは依然として高水準で推移しており、景気の先行きには不透明感が残る状況となっております。

このような経済環境のもと、当社グループが属する住宅・不動産業界及び産業廃棄物処理業界におきましても、建設資材の価格上昇、燃料・エネルギーコストの上昇、人件費の高騰といった影響が継続しており、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。当社グループはこうした環境下においても、持続的な成長と企業価値向上を目指し、建築・不動産事業においては「ALL LIVING」を事業コンセプトに掲げ、住まいに関するサービスをワンストップで提供する体制を構築し、顧客満足度及びLTV（顧客生涯価値）の向上に取り組んでおります。また、環境リサイクル事業においては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理・最終処分に至るまでの一貫体制をグループ内に整備し、排出事業者が安心して処理を委託できるサービス体制を強化しております。これにより、安定した取引基盤の構築と収益性の改善を図っております。

当連結会計年度の売上高は7,676,225千円（前年同期比13.2%増加）、営業利益は506,644千円（同145.5%増加）、経常利益は461,103千円（同139.7%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は224,570千円（同22.9%減少）となりました。

セグメント別の業績は次の通りであります。

(建築・不動産事業)

住宅価格の高止まりにより、中古住宅への需要が増加したことから、売上高が増加しました。利益面については、継続的な原価管理による採算の適正化に努めたことにより、利益率が向上いたしました。この結果、売上高は6,748,547千円（前年同期比17.9%増加）、セグメント利益は511,723千円（同248.4%増加）となりました。

(環境リサイクル事業)

住宅価格の高止まりと着工数の減少により、廃棄物の受入量が減少したことから、売上高が伸び悩む結果となりました。利益面については、燃料価格や各種資材価格の高騰が継続し、原価を圧迫したことに加え、売上高の減少により固定費を十分にカバーできず、大幅な減益を余儀なくされました。この結果、売上高は927,678千円（前年同期比12.4%減少）、セグメント利益は116,825千円（同45.7%減少）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,036,705千円（前連結会計年度末比345,664千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は191,337千円（前年同期は281,483千円の使用）となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益の計上414,687千円、未払金の増加額160,800千円、減価償却費88,850千円、預り金の増加額79,447千円、のれん償却額32,235千円等、主な減少要因は棚卸資産の増加額384,786千円、仕入債務の減少額61,135千円、法人税等の支払額190,958千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は234,861千円（前年同期は232,207千円の獲得）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出171,749千円、定期預金の預入による支出80,000千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は302,140千円（前年同期は128,673千円の獲得）となりました。主な減少要因は短期借入金の純減少額842,200千円、長期借入金の返済による支出705,734千円、社債の償還による支出320,000千円等、主な増加要因は長期借入れによる収入1,163,000千円、社債の発行による収入409,950千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため、生産の状況は記載しておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	前年同期比 (%)
建築・不動産事業 (千円)	2,948,629	108.7
合計 (千円)	2,948,629	108.7

(注1) セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

(注2) 環境リサイクル事業については、提供するサービスの性格上、仕入実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 受注実績

建築・不動産事業において、住宅リフォームや賃貸物件の営繕工事等の受注を行っておりますが、いずれも受注から売上高計上までの期間が短期であることから、記載を省略しております。

また、環境リサイクル事業については、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	前年同期比 (%)
建築・不動産事業 (千円)	6,748,547	117.9
環境リサイクル事業 (千円)	927,678	87.6
合計 (千円)	7,676,225	113.2

(注1) セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

(注2) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、売上高の10%を超える販売先が無いため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、安定的な収益基盤を確立すること、顧客が要求する高品質なサービスのニーズを最大限満たしていくこと、これらを実現するために更なる経営管理機能の強化を図ってまいります。そのため、次の事項を対処すべき課題と認識し、対処してまいります。

<グループ共通>

(1) 人材の確保

当社及び当社グループの今後の成長を見据え、新卒採用、中途採用ともに優秀な人材の確保が必要だと考えております。そのために、採用チームの強化、採用ブランディングの強化、採用マーケティングの強化に取り組んでまいります。また複数の人材紹介会社との積極的なコミュニケーションやリファラル採用の推進などにより中途採用の強化にも取り組んでまいります。入社後の育成は社内研修の他に様々な社外研修を取り入れながら人材育成に取り組んでまいります。

(2) 資金調達の拡充

当社及び当社グループは現在、既存金融機関の協力体制により潤沢な資金調達が可能となっておりますが、今後の事業成長に伴いさらなる資金調達の必要性が考えられます。既存金融機関の融資枠拡充や、新たな取引金融機関の開拓、また新たな資金調達手法にも取り組んでまいります。

(3) 経営管理機能の強化

当社及び当社グループは今後の事業拡大に伴い組織拡大をしていく上で、さらなる内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンス体制の強化が必要だと考えています。そのため、組織体制の整備、内部監査体制の整備と運用強化、取締役会の充実などを図ってまいります。

<建築・不動産事業>

(1) 人材の確保

山口県内において、さらなる「住」の多角化を進めるため、売買仲介店舗と賃貸仲介店舗の出店が必要と考えています。そのために、店舗マネジメントができるリーダー人材の育成をフランチャイズ本部や外部コンサル会社と連携しながら図ってまいります。

(2) WEB マーケティング強化

不動産情報の入手及び各種商品サービスの販売においてWEBマーケティング力がますます重要になってくると考えています。そのため新たに組成したWEBマーケティングチームで全社的なマーケティング力を強化し、物件や情報の仕入力及び販売力の強化を図ってまいります。

(3) 商品開発力の強化と店舗開発

人口減少社会においては、一定エリア内で「住」関連事業の総合化を図りシェアを向上する必要があるため、そのために商品開発力の強化と店舗出店が必要と考えています。金利動向や市場動向、競合状況などに合わせて、外部コンサル会社や顧問などの支援を受けながら時流に適応した商品開発と店舗開発を行ってまいります。

(4) 「スモーラ」の販売体制強化

今後の成長には、全国市場を狙えるような事業開発が必要だと考えています。当社グループで開発・販売したサブスクリプション型不動産情報MAPシステム「スモーラ」は、リリースから3年で500IDを突破するヒット商品となったため、全国展開できるポテンシャルのあるサービスであると考えています。本システムが全国展開を狙えるように販売体制の整備及び強化を図ってまいります。

<環境リサイクル事業>

(1) コストダウン

燃料の高騰による事業全体のコストアップが進んでおり、中長期的な対策が必要となっております。その対策のひとつとしてタムラエンバイロ株式会社では山口市において木くず破砕施設の新設を計画しています。この施設の完成により、長門市の有限会社キャロットたむらへ運搬していた木くずの2次運搬が無くなることとなり、大幅なコストダウンとなります。また破砕した燃料用木質チップの販売先までの運搬距離も約半分となり、販売時の運搬効率も大きく上がることとなります。さらに最新の機械設備であることから生産性も高く、この計画により燃料の高騰に対処出来るのみならず、設置場所の立地条件と高い生産性により、広域からの大量の廃棄物受入れが可能になると考えています。また有限会社キャロットたむらが保有する安定型最終処分場の拡張許可も計画しています。許可取得後は残余容量約31万立法メートルから約77万立法メートルへ残余容量が拡大することから、将来にわたる当社グループの大きな収益源になると考えています。

(2) DX化の推進

電子マネーフェスト、電子契約書、電子請求書など多くの業務で社内DX化に取り組んでまいります。これにより一定の成果が出ていますが、さらなる今後の事業拡大に伴い、取引先への要請も含めさらなるDX化の取り組みが必要と考えています。取引先とともにWIN-WINとなるようなDX化の取引スキームを構築して普及を図り、さらなる生産性向上を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経済情勢の変化

<建築・不動産事業について>

当社グループの建築・不動産事業が属する業界は、景気動向をはじめ金利動向や地価水準、雇用動向や所得水準、また住宅関連税制等の影響を受けやすいといえます。そのため、景気見通しの悪化や金利の上昇、地価の変動及び雇用動向、住宅・不動産関連税制の改正等の政策動向等により、お客様の購買・売却意欲を減退させる可能性があります。また金融機関の当社グループへの融資姿勢に変化があった場合には仕入れ物件の取得が困難となるほか、顧客の不動産投資に対する融資及び住宅ローンに関しても影響があります。これら経済情勢等様々な要因が変動した場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

<環境リサイクル事業について>

当社グループの環境リサイクル事業が属する業界は企業の生産活動に伴って発生する産業廃棄物に関連した事業を行っておりますが、中でも建設現場から排出される建設系産業廃棄物の処理を主力としています。この建設系産業廃棄物の発生量は、景気動向をはじめ金利動向、住宅関連税制の影響を受けやすいため、景気動向、金利動向、政策変更等によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 資材の高騰について

<建築・不動産事業について>

建築資材や住宅設備機器を仕入れて新築住宅及び新築アパートの建築、また中古住宅のリフォームを行っておりますが、これらの資材は国内外需要の動向により想定外に価格が高騰する可能性があります。また、建築施工業務を外部事業者へ委託しているため、人手不足により外注費が高騰する可能性もあります。当社グループは、複数の建築資材の仕入先を確保し、施工業務の外部委託先を積極的に増やし、良好な関係構築をはかることで価格高騰に対して影響を緩和するように努めておりますが、予想以上に価格が高騰した場合には財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

<環境リサイクル事業について>

各種廃棄物処理施設の動力である電力価格や、廃棄物を運搬する車両の燃料価格などが、国内外の様々な状況により想定外に高騰する可能性があります。当社グループが想定する以上に価格が高騰した場合には財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合

<建築・不動産事業について>

不動産売買仲介、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売、賃貸仲介・賃貸管理、建築・足場など、お客様の「住」に関する総合的なサービスをワンストップで提供することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、競合他社の動向によっては、事業計画の実行に問題が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

<環境リサイクル事業について>

当社グループの環境リサイクル事業は山口県内を市場としていますが、商圏内に大手同業企業は存在せず、地域別に中小零細企業が、収集運搬、中間処理、最終処分と事業別に多数存在し競合しております。当社グループの環境リサイクル事業は山口県内において、産業廃棄物の収集運搬、中間処理、リサイクル、最終処分まで一貫体制でワンストップ対応ができる数少ない事業者として競合他社と差別化をしています。しかしながら、同業他社はそれぞれの得意分野・地域を持ち、価格やサービスを競っており、他産業からの新規参入や業界再編成といった事業環境の変化によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 販売用不動産の仕入

<建築・不動産事業について>

当社グループの建築・不動産事業では、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売において、販売用不動産の仕入を行っておりますが、購入価額は地価相場の変動や国内・国外の情勢・景気に影響を受ける可能性があります。当社グループでは、定期的に仕入先との情報交換等を通じ取引の適正価格を把握するとともに、不動産の購入に

際しては事前調査を徹底し、重大な瑕疵のある販売用不動産を購入しないよう努めております。また、金融情勢や社会情勢の情報収集を行うことで、取得価額の高騰リスクに備えております。しかしながら、当社が保有する不動産の在庫滞留期間が長期化し、値下げ販売や取得価額の評価替を実施することや、不動産価格の高騰により十分な仕入ができない場合などは、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 販売用不動産の評価

<建築・不動産事業について>

当社グループは、新築建売及び投資用アパート販売において取得した土地や中古住宅買取再販として取得した中古住宅等といった販売用不動産を保有しており、当連結会計年度末における販売用不動産は、総資産の約 51%となっております。当該販売用不動産については時価（正味売却価額）が帳簿価額を下回った場合には評価損を計上する必要があります。当社グループは販売用不動産を仕入取得する際に、事前に需要予測や周辺環境、近隣相場の調査等を綿密に行った上で、販売計画を策定し担当部門で検討しております。また、販売用不動産の価格変動の有無を定期的に把握し、引渡しまでに要する期間を短縮し、需給バランスを考慮した在庫回転率の向上に努めております。しかしながら、事業環境の変化や災害の発生等により、不動産価格が下落する可能性があります。その場合、想定した価格での売却が困難になり、販売用不動産について評価損を計上する可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債への依存度

<建築・不動産事業について>

当社グループは、販売用不動産の仕入や収益不動産の購入、また廃棄物処理施設の設置等に関しては、金融機関より融資を受け、それを取得資金としております。当社の有利子負債残高は、2025年5月末現在 4,776,273 千円であり、総資産に占める有利子負債依存度の比率は 61.0%となっております。最近連結会計年度末における事業資金の借入は取引金融機関の協力のもと十分に確保されております。しかしながら、金融機関の融資姿勢に変更が生じた場合、また、景気動向によって金利が大幅に上昇した場合は、十分な資金が確保できず、また、利息負担の増加等により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制

<建築・不動産事業について>

当社グループが行っている不動産仲介、住宅リフォーム及び建設工事は、宅地建物取引業法、建設業法、建築基準法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等及び関連する各種法令により規制を受けており、宅地建物取引業免許、一般建設業許可及び特定建設業許可について、それぞれ監督官庁より許認可を受けております。特に、宅地建物取引業免許は、当社の主要な事業活動に必須の免許であります。現時点において、当該免許及び許認可等が取消しとなる事由は発生してはおりませんが、将来何らかの理由により、当該許認可等が取消された場合又はそれらの更新が認められない場合には、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。また、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合にも、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

<環境リサイクル事業について>

当社グループの環境リサイクル事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）及びその関係法令により規制されております。この「廃掃法」により産業廃棄物処理業は許可制となっており、業務遂行に当たっては各都道府県知事又は市長村長の許可が必要とされ、産業廃棄物処理施設の新設・増設に関しても、各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とする旨規定されております。当社グループは「廃掃法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一「廃掃法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取り消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループが保有している許可は、以下の通りであります。

【許認可・免許・登録・届出、知的財産権等の取得状況】

(建築・不動産事業)

監督官庁	取得・登録会社名	許認可・届出番号	許認可・届出内容	有効期限	関連法規・法令違反の要件及び許認可取消事由
国土交通省	榊田村ビルズ	国土交通大臣許可(般-6)第29401号	一般建設業許可(土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、解体工事業、建築工事業、屋根工事業、板金工事業、防水工事業、水道施設工事業)	2029年12月10日	建設業法第29条
山口県知事	榊田村ビルズ	山口県知事登録(D)第2606号	一級建築士事務所登録	2030年3月23日	建築士法第7～10条
国土交通省	榊田村ビルズ	国土交通大臣(2)9501号	宅地建物取引業者免許	2029年2月7日	宅地建物取引業法第66条
山口県知事	榊ふたば不動産	山口県知事(7)第2626号	宅地建物取引業者免許	2027年11月8日	
国土交通省	榊田村ビルズ	国土交通大臣(01)第003785号	賃貸住宅管理業登録	2027年2月14日	賃貸住宅管理業法第23条
	榊ふたば不動産	国土交通大臣(01)第008621号	賃貸住宅管理業登録	2027年10月31日	
山口県知事	榊田村ビルズ	03505001074	産業廃棄物収集運搬業許可	2030年7月31日	廃棄物処理法第7条第5項第4号、第14条第5項第2号
長門市市長		長市生廃第136号	一般廃棄物収集運搬業許可	2026年11月15日	
山口県知事		第03548124778号	産業廃棄物処分業許可	2027年1月4日	
山口県山口環境保健所	榊田村ビルズ	令6山健第191号の1の1の90	食品衛生許可証	2031年1月31日	食品衛生法第60条
国土交通省	榊田村ビルズ	国土交通大臣(1)第074768号	マンション管理業者の登録	2029年12月24日	マンション管理適正化法第81条～84条
山口県知事	榊田村ビルズ	山口県知事第1号	不動産特定共同事業法許可	—	不動産特定共同事業法第36条
山口税務署	榊田村ビルズ	山酒指e第10号	酒類販売業免許	—	酒税法第14条

(環境リサイクル事業)

監督官庁	取得・登録会社名	許認可・届出番号	許認可・届出内容	有効期限	関連法規・法令違反の要件及び許認可取消事由
山口県知事	タムラエンバイロ(株)	山口県知事許可(般-3)第19918号	一般建設業許可(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、解体工事業)	2027年3月8日	建設業法第29条
	南キャロットたむら	山口県知事許可(般-5)第21354号	一般建設業許可(土木工事業、解体工事業、とび・土木工事業)	2029年1月17日	
広島県知事	タムラエンバイロ(株)	第03400113669号	産業廃棄物収集運搬業許可	2030年6月10日	廃棄物処理法第7条第5項第4号、第14条第5項第2号
山口県知事		03515113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2029年9月12日	
愛媛県知事		03857113669	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	2028年2月14日	
大分県知事		04408113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2028年4月12日	
島根県知事		0320113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2026年1月29日(更新手続中)	
福岡県知事		04000113669	産業廃棄物収集運搬業許可	2026年4月21日	
山口県知事		03565113669	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	2026年10月16日	
山口市長		指令資源第80号	一般廃棄物処理業許可(収集運搬)	2027年4月2日	
山口市長		指令資源第12号	一般廃棄物処理業許可(処分)	2027年6月25日	
山口県知事		03525113669	産業廃棄物処分業許可	2030年1月10日	
山口県知事		第26号の3	産業廃棄物処理施設設置許可証	—	
山口県知事		03508124778	産業廃棄物収集運搬業許可	2030年12月27日	
長門市市長		長市生廃第182号	一般廃棄物収集運搬業許可	2027年2月25日	
長門市市長		長市生廃第183号	一般廃棄物処分業許可	2027年2月25日	
山口県知事	第03548124778号	産業廃棄物処分業許可	2027年1月4日		
山口県山口環境保健所	榊田村ビルズ	令6山健第191号の1の1の90	食品衛生許可証	2031年1月31日	食品衛生法第60条
国土交通省	榊田村ビルズ	国土交通大臣(1)第074768号	マンション管理業者の登録	2029年12月24日	マンション管理適正化法第81条～84条
山口県知事	榊田村ビルズ	山口県知事第1号	不動産特定共同事業法許可	—	不動産特定共同事業法第36条
山口税務署	榊田村ビルズ	山酒指e第10号	酒類販売業免許	—	酒税法第14条

(8) 訴訟の可能性

<建築・不動産事業について>

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を与える訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの建築・不動産事業では、当社グループの販売する住宅、不動産において、瑕疵等の発生、又は工事期間中における近隣からの様々なクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。当社では、施工品質の管理に努めておりますが、重大な訴訟等が発生した場合には、当該状況に対応するために多額の費用が発生するとともに、当社の信用を大きく毀損することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 販売住宅等にかかる瑕疵担保責任

<建築・不動産事業について>

住宅供給事業者は、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分については、住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を、その他の部分については、宅地建物取引業法により住宅の引渡日から最低2年間の契約不適合責任を負うことが定められています。当社グループの建築・不動産事業は外部委託業者等との協力体制を構築しており、徹底した品質管理に努めております。加えて、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられており、当社グループでは住宅瑕疵担保責任保険への加入により、その保証責任を十分履行できるような体制を整えております。しかしながら、当社グループの販売した物件に重大な瑕疵があることが判明した場合には、その直接的な原因が当社グループの責めに帰すべきものでない場合であっても、売主としての瑕疵担保責任を負わなければならない場合があり、損害賠償請求の発生並びに当社グループに対する信頼低下等により、当社グループの事業展開及び経営成績等に影響を与える可能性があります。また、これらの法規制等が強化された場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(10) 個人情報保護

当社グループは、お客様、取引先に対して、数多くの個人情報を取得・保有しています。そのため「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」、「マイナンバー管理規程」を定めるとともに、コンプライアンス委員会、顧問弁護士による勉強会等を通じて、個人情報保護の重要性を従業員に徹底しております。また、情報が漏えいした場合を想定し、報告ルートの明文化等の対応手順を作成しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報情報が漏えいした場合、損害賠償請求や信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 株式会社ハウズドゥ住宅販売とのフランチャイズ契約

<建築・不動産事業について>

当社グループの建築・不動産事業では、株式会社ハウズドゥ住宅販売とフランチャイズ契約を締結しております。株式会社ハウズドゥ住宅販売とは良好な関係を維持しておりますが、その株式会社ハウズドゥ住宅販売が展開する「ハウズドゥ」ブランドの認知度が顧客に対して安心感を与えるメリットがあるため、今後も契約を継続していく方針ですが、何らかの要因により当該フランチャイズ契約が解除となった場合の他、同社及び同社のフランチャイズ加盟店において違法行為等があり、フランチャイズ全体のイメージが低下した場合、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(12) 廃棄物の最終処分場

<環境リサイクル事業について>

当社グループの環境リサイクル事業において操業中の安定型最終処分場につきましては、受け入れ廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しています。また「廃掃法」により操業が終了した後も周辺への環境影響が出ないように長期間にわたり維持管理を行うことが義務付けられています。当社グループにおいても長期にわたり法令遵守しながら維持管理していく方針ですが、万一天変地異や人的過失により汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信頼を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

(13) 地域住民との関係

<環境リサイクル事業について>

当社グループの環境リサイクル事業におきましては、廃棄物処理施設を設置している周辺の地域住民の方々とは、定期的なコミュニケーションをはかることで概ね良好な関係の構築ができていると考えており、今後とも地元自治会の総会や催事、お祭りなどを通して相互理解を深め、現状の関係性を維持していこうと考えています。しかしながら、何らかの理由により地域住民の方々当社グループとの関係が悪化し、当社処理施設の操業が不可能となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(14) 人材の確保・育成

当社は、長期的な安定経営を行うために、優秀な人材を継続的に採用し育成していくことが重要な課題のひとつであると認識しています。このような状況において、当社グループは新卒採用に重点を置き、2006年より継続的な新卒採用を実施してきております。インターンシップ制度や社内研修を充実させることで、当社グループの経営理念や経営方針を理解・実践できる人材を早期に育成することに努めるとともに、モチベーション・定着率を高めるために人材の育成と成果に報いる人事制度や福利厚生等を充実させるよう努めております。また同時に、当社グループが属する建築・不動産業界や環境リサイクル業界では一定の専門知識を要するため、業界経験のある人を即戦力として雇用する中途採用も積極的に実施しております。また業界未経験の人でも早期戦力化できるように資格取得支援制度を充実させ、人材の確保に努めています。しかしながら、雇用情勢の変化等により、計画どおりに人材が確保・育成できない場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(15) 自然災害、事故等に関するリスク

感染症の世界的な流行（パンデミック）や地震、津波、噴火、台風、河川の氾濫、山火事などの自然災害や火災、暴動、テロなどの不測の事故が発生した場合、社屋や従業員、その家族、取引先に物的・人的な甚大な被害が及ぶ可能性があります。これにより、事業活動に支障をきたし、想定を超える被害が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(16) インターネット等による風評

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、風評被害が事業に与える影響は大きくなっています。それに備え、当社グループでは、役員及び従業員に対しコンプライアンス勉強会を通じ、日々研鑽を行っています。一方、当社不祥事や不適切行為、当社サービスに満足されない場合などでソーシャルメディアに書き込みが行われる可能性があります。そのような風評リスクが拡大・拡散された場合には、当社のブランドイメージが毀損し、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 特定人物への依存

当社の代表取締役である田村伊幸は、当社グループの創業者出身であり最高経営責任者でもあります。経営方針や経営戦略の決定等、事業活動において重要な役割を担っております。当社グループは、同氏への過度な依存を回避すべく、会議体による重要な意思決定の徹底及び担当役員や部長への権限移譲の推進により、組織として事業遂行を行う体制構築を進めております。しかしながら、現時点において、同氏が当社グループの代表取締役としての業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(18) 担当 F-Adviser との契約

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

株式会社田村ビルズグループ（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所（以下「乙」という）は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

a 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面。

- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。
- b 規程施行規則第 501 条第 7 項第 5 号 b に定める、第 6 項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前
提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第 402 条第 1 号 a j に規定する公認会計士等により検討された
ものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に
規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判
断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ま
でに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定
める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理
を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である
旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又
は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業
の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合に
は、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する
合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業
年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行った
ことについての書面による報告を受けた日。

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、 原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は
更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得
ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) Fukuoka PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及び
それを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない
と認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準
ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事
業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場
合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一
部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日
の 3 日前（休業日を除外する。）の日。
- (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等。
- (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに Fukuoka PRO Market に上場される見込みのある株券等。
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者
総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を
要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面
による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を
除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上

場合社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは福証が上場廃止を適当と認めた場合。

<催告解除及び通知義務>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

フランチャイズ契約

当社の連結子会社である株式会社田村ビルズは、株式会社 And Do ホールディングスと以下の内容のフランチャイズ契約を締結しております。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社田村ビルズ	株式会社ハウストゥ住宅販売 (注)	日本	フランチャイズの付与	・立地選定 ・店舗の設置・運営等 ・運営指導及び研修 ・広告宣伝活動	契約締結日から3年間 (自動更新)

(注) 株式会社 And Do ホールディングスの連結子会社であります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

連結財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は6,390,094千円で、前連結会計年度末に比べ121,440千円増加しております。主な増加要因は仕掛販売用不動産の増加518,886千円等、主な減少要因は現金及び預金の減少275,663千円、販売用不動産の減少118,974千円等であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は1,439,854千円で、前連結会計年度末に比べ13,416千円増加しております。主な増加要因は建物及び構築物(純額)の増加38,238千円等、主な減少要因はのれんの減少32,235千円等であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は2,882,186千円で、前連結会計年度末に比べ799,653千円減少しております。主な減少要因は短期借入金の減少842,200千円、1年内償還予定の社債の減少282,600千円、買掛金の減少61,135千円等、主な増加要因は未払金の増加160,800千円、1年内返済予定の長期借入金の増加105,643千円、預り金の増加79,447千円、未払法人税等の増加20,026千円等であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は3,053,733千円で、前連結会計年度末に比べ708,351千円増加しております。主な増加要因は社債の増加382,600千円、長期借入金の増加351,630千円等、主な減少要因は退職給付に係る負債の減少36,959千円等であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は1,894,028千円で、前連結会計年度末に比べて226,159千円増加しております。親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加224,570千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2026年3月25日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

(6) 資金の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループのキャッシュ・フローの状況は、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。なお、資金需要及びその財源については以下の通りであります。

①資金需要

当社及び当社グループの建築・不動産事業では、買取再販事業で中古住宅の仕入資金及びリフォーム工事費の支払い資金、新築事業及び投資用アパート販売事業で土地仕入資金及び建築工事費用の支払資金等の資金需要が大きく、今後の事業成長に伴いさらに必要資金が大きくなると考えています。また、安定収益獲得と賃貸管理物件確保を目的とした収益不動産の保有を進めており、その資金需要も一定程度あります。環境リサイクル事業では、廃棄物処理施設の新設や更新、また収集運搬車両の購入等にも定期的に資金需要が発生します。全社的には積極的な人材採用による応分の資金需要が発生するものと考えております。

②財源

上記の資金需要に対する財源としては、利益剰余金に加え、長期・短期の借入金を活用してまいります。当社は、資金需要の金額あるいは時期に応じて機動的な借入れができるよう、金融情勢に注意を払いつつ、金融機関と良好な関係を継続してまいります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループ全体の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産）は172,184千円であり、セグメントごとの内訳は以下の通りであります。

(1) 建築・不動産事業

当連結会計年度の設備投資額は64,714千円であります。その主な内訳は建物及び構築物36,060千円（LFBタワー改修等）、建設仮勘定28,170千円（LFBタワー等）等であります。

(2) 環境リサイクル事業

当連結会計年度の設備投資額は30,239千円であります。その主な内訳は建設仮勘定19,513千円（太陽光設備等）、機械装置及び運搬具9,730千円等であります。

(3) 全社・調整

当連結会計年度の設備投資額は77,230千円であります。その主な内訳は建設仮勘定43,700千円（道路工事等）、機械装置及び運搬具17,880千円（社用トラック等）、建物及び構築物15,287千円（防火設備等）等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 発行者

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (山口県山口市)	-	本社 事務所	228,377	26,120	212,970 (116,831)	8,216	475,684	21 (7)

(注1) 上記の金額は連結上の未実現利益消去後の金額を記載しております。

(注2) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注3) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

(注4) 発行者は福岡本社の事務所等を賃借しており、当連結会計年度における年間賃借料は15,421千円であります。

(2) 国内子会社

2025年5月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱田村ビルズ (山口県山口市)	建築・ 不動産	店舗統括事 業施設等	119,042	0	199,654 (13,245)	17,256	335,953	122 (37)
㈱ふたば不動産 (山口県萩市)	建築・ 不動産	店舗統括事 業施設等	32,704	-	22,188 (3,783)	169	55,062	9 (2)
タムラエンバイロ(株) (山口県山口市)	環境 リサイク ル	産業廃棄物 処理施設等	17,900	100,083	-	12,288	130,272	43 (4)
(有)キャロットたむら (山口県長門市)	環境リサ イクル	産業廃棄物 処理施設等	85,304	5,241	6,913 (17,407)	10,387	107,847	10 (-)

(注1) 上記の金額は連結上の未実現利益消去後の金額を記載しております。

(注2) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注3) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

(注4) ㈱田村ビルズは建築・不動産事業用店舗等を賃借しており、当連結会計年度における年間賃借料は39,934千円であります。

(3) 在外子会社

該当する会社はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (千円)		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
タムラエン パイロ(株)	山口県 山口市	環境リサ イクル	移動式木屑 破砕施設等	327,000	5,850	借入金及び 自己資金	2024年6月	2026年12 月	160t/日 158%増加

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2023年4月26日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年5月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数	340個（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注1、注2）	同左
新株予約権の行使時の払込金額	855.0円（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年5月27日 至 2033年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 855.0円 資本組入額 427.5円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年により退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）にのみ、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内であり、かつ、以下の各号に定める行使期間により、割当てられた新株予約権に対して以下の各号に定める割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じた個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、新株予約権を行使することができる。</p> <p>ア）当社普通株式の金融商品取引所への上場（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）日（以下「上場日」という。）から1年を経過する日までの間 行使可能割合 25%</p> <p>イ）上場日の1年を経過する日の翌日から上場日の2年を経過する日までの間 行使可能割合 50%</p> <p>ウ）上場日の2年を経過する日の翌日から上場日の3年を経過する日までの間 行使可能割合 75%</p> <p>エ）上場日の3年を経過する日の翌日から2033年4月26</p>	同左

	日までの間 行使可能割合 100% ④新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を相続することができる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 ②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 ③新設分割 新設分割により設立する株式会社 ④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 ⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社 ⑥株式交付 株式交付をする株式会社	同左

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注3) 当社が時価を下回る価額で、募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

第2回新株予約権（2024年5月21日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年5月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数	450個（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	45,000株（注1、注2）	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1,025.00円（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年5月31日 至 2034年5月21日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,025.0円 資本組入額 512.5円	—
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年により退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）にのみ、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内であり、かつ、以下の各号に定める行使期間により、割当てられた新株予約権に対して以下の各号に定める割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じた個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、新株予約権を行使することができる。</p> <p>ア）当社普通株式の金融商品取引所への上場（ただし、特定投資家等向け市場への上場を除く）日（以下「上場日」という。）から1年を経過する日までの間 行使可能割合 25%</p> <p>イ）上場日の1年を経過する日の翌日から上場日の2年を経過する日までの間 行使可能割合 50%</p> <p>ウ）上場日の2年を経過する日の翌日から上場日の3年を経過する日までの間 行使可能割合 75%</p> <p>エ）上場日の3年を経過する日の翌日から2033年4月26日までの間 行使可能割合 100%</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を相続することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>⑥株式交付 株式交付をする株式会社</p>	同左

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注3) 当社が時価を下回る価額で、募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行

する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月19日 (注)	999,000	1,000,000	—	1,000	—	—

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,500	—	—	6,500	10,000	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	35.0	—	—	65.0	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載の通りであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主利益が最大となるよう、配当と事業拡大に向けた資金需要に対応するための内部留保への最適な配分を行うことを経営方針としております。当社グループは、中長期的な企業価値向上を重要な経営課題として認識しており、中長期的な事業拡大及び経営基盤強化に積極的に投資してまいりたいと考えております。

現在、当社は、事業が成長過程にあると認識しており、事業の継続的な拡大発展を実現させるために当事業年度は配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員 の 状 況】

男性5名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	田村 伊幸	1969年4月19日生	1992年4月 1995年4月 1999年3月 2006年2月 2007年1月 2014年1月 2017年1月 2021年6月 2022年6月	㈱船井総合研究所入社 田村建材㈱(現、㈱田村ビルズ)入社 同社取締役就任 同社代表取締役就任 タムラエンバイロ㈱取締役就任 当社代表取締役就任(現任) ㈲キャロットたむら代表取締役就任 ㈱LFB アパートメント取締役就任 同社代表取締役就任	(注1)	(注3)	700,000 (注5)
取締役専務執行役員	河村 英治	1978年3月4日生	2000年4月 2004年7月 2005年4月 2007年1月 2010年1月 2017年7月 2018年6月 2018年6月 2020年2月 2021年6月 2022年12月 2025年4月	㈱大成社入社 ㈱ライズ&ウェイ転籍 田村建材㈱(現、㈱田村ビルズ)入社 タムラエンバイロ㈱転籍 田村建材㈱(現、㈱田村ビルズ)転籍 ㈱田村ビルズ取締役就任 タムラエンバイロ㈱代表取締役就任 当社取締役就任(現任) ㈲双葉不動産(現、㈱ふたば不動産)代表取締役就任 ㈱山口住宅代表取締役就任 ㈱エコハウス代表取締役就任 当社取締役専務執行役員就任(現任) ㈱田村ビルズ代表取締役就任(現任)	(注1)	(注3)	—
取締役執行役員	奥國 忍	1978年10月10日生	1999年4月 2008年5月 2013年6月 2014年1月 2021年6月 2025年4月	㈱松西入社 タムラエンバイロ㈱入社 田村建材㈱(現、㈱田村ビルズ)転籍 当社転籍 当社取締役就任 当社取締役執行役員就任(現任)	(注1)	(注3)	—
監査役	島田 直行	1978年6月25日生	2007年9月 2007年9月 2010年6月 2023年6月	弁護士登録(山口県弁護士会) 山元浩法律事務所入所 島田法律事務所開設(現任) 当社監査役就任(現任)	(注2)	(注3)	—
監査役	吉谷 一成	1979年4月11日生	2002年10月 2006年5月 2006年9月 2012年1月 2013年9月 2023年12月	監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 ㈱AGSコンサルティング入社 吉谷一成公認会計士事務所開設 山口県事業承継アドバイザー㈱設立、代表取締役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注2)	(注3)	—
計							700,000

(注1) 取締役の任期は、2025年11月17日開催の臨時株主総会の終結の時から2027年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(注2) 監査役の任期は、2025年11月17日開催の臨時株主総会の終結の時から2029年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(注3) 2025年5月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑦役員報酬の内容」に記載の通りであります。

(注4) 監査役島田直行氏及び吉谷一成氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注5) 所有株式数には資産管理会社における保有分を含めて記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針

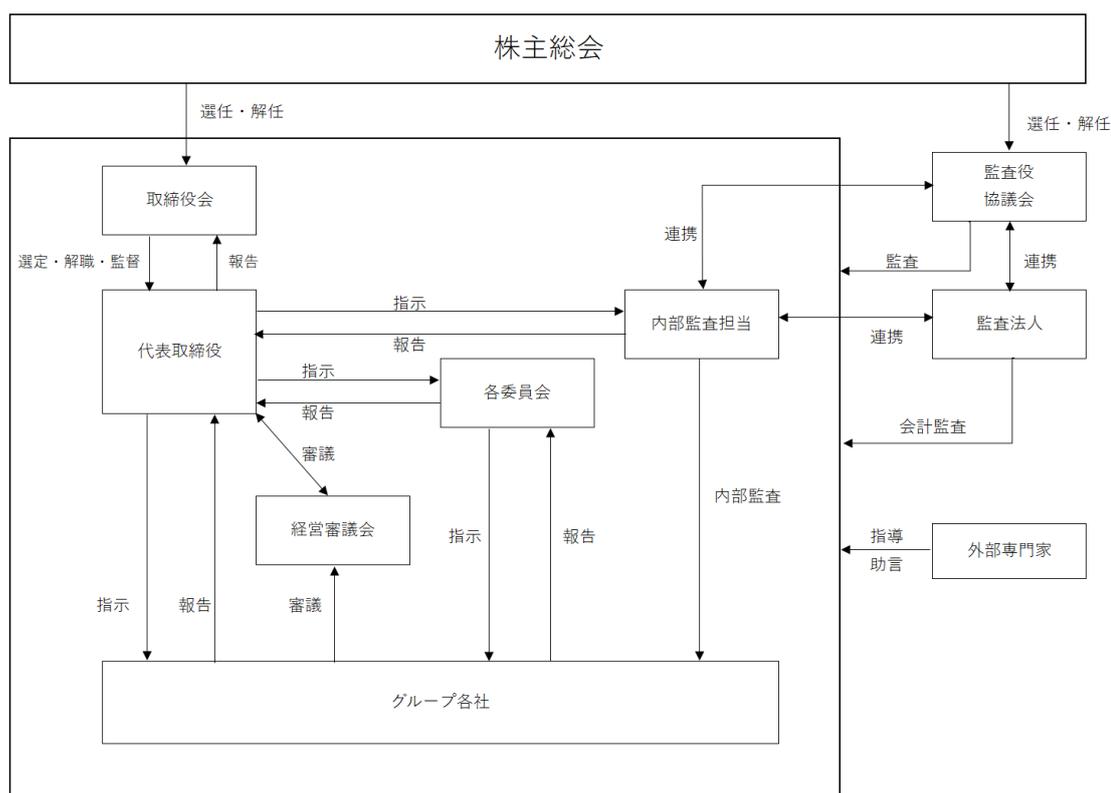
当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本としてコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

当社グループは、「TAMURA フィロソフィ」として掲げる「人として正しいことを行う」という共通の価値観に基づき、社内一体化を図りながら事業活動を推進しています。このフィロソフィをすべての経営判断の根幹に据えています。

お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーの皆さまとの対話を重視し、適切な協働を目指します。そのため、経営の透明性確保と積極的な情報開示に努めます。これにより、株主の皆さまの権利および平等性が適切に確保されるよう配慮いたします。

また、経済・社会環境の変化に迅速に対応し、ステークホルダーの期待に応えるため、実効性の高い監督のもと、迅速かつ果敢な意思決定と業務執行を徹底します。この体制を通じて、グループの企業価値向上を目指します。

【コーポレートガバナンス】



②会社の機関の内容

a 取締役会

取締役3名と監査役2名で構成し、経営方針、経営計画、内部監査方針、リスク管理方針を決定するとともに、必要に応じ、関連する部門のオブザーバー参加者からの報告や説明を求めています。監査役は、業務執行にあたる取締役の監督をしています。毎月1回の定時取締役会に加え、開催の必要が発生した場合は、その都度臨時取締役会を開催しています。

b 監査役

監査役は、取締役会から独立した機関として、毎期の監査方針・監査計画などに従い、取締役、内部監査担当である管理部とその他の使用人などと意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めています。また、取締役会その他重要な会議に出席し、適宜説明を求め、発言を行っています。

c 監査役協議会

監査役協議会は、監査役間で情報共有や意見交換を行う場として機能します。これにより、監査業務の効率化や質の向上が図られるほか、経営に対する独立した視点を強化する役割を果たしています。原則として半期に1回開催しております。

d 経営審議会

グループの戦略と方針に基づき、親会社及び子会社の重要な決済事項について審議をする会議体です。子

会社の重要な業務執行について、事前に親会社を含めた多角的な視点で審議を行う会議体として経営審議会を設置します。この審議会は、職務権限規程に定める重要事項を対象とし、意思決定の適正性と透明性を確保します。なお参加者は、代表取締役、取締役、監査役、子会社の代表取締役及び参加の命じられた者となります。

e リスク管理委員会

当社及びその子会社に予期せぬ損害や損失を発生させる可能性のあるリスクに対し、適切な管理を実現することを目的とする委員会です。

当社グループが直面する潜在的なリスクを特定・評価し、対策を策定・実施することで、事業の安全性と持続可能性を確保しています。

当委員会は、四半期に一度定期的に会議を開催し、当社の代表取締役、取締役、監査役、及び子会社の代表取締役が参加いたします。

なお当社のリスク管理責任者は管理担当取締役が担い、子会社のリスク管理責任者は各子会社の代表取締役が担います。

f コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、法令遵守や倫理基準の維持・向上を目的としています。不正行為やリスクを未然に防ぐための対策を検討し、企業活動が公正かつ透明性を持って行われるよう指導・監督しています。原則として四半期に1回開催しています。

g 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

2025年5月期において監査を執行した公認会計士は、新開智之、相羽美香子の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

h 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部を主管部署として、取締役会承認を受けた内部監査規程とその実施要領に基づき、当社及びその子会社を会社単位で監査しています。なお、管理部の監査は、相互監査として総務部が実施いたします。また内部監査担当者は、監査役・監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は、内部監査担当者より監査の実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

③内部統制システムの整備の状況

a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定した「TAMURA フィロソフィ」に基づき、法令及び社会倫理に則った考え方・活動、行動の徹底を図っています。

b 当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会、コンプライアンス委員会をリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づいて設置し、当社グループ全体におけるリスクコントロール及びコンプライアンス意識の浸透と向上を図っています。

c 当社は、内部通報規程を定め、当社グループの役員・従業員からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という。）を当社内に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しています。当社及びその子会社は、内部通報窓口を通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない体制を整えています。

d 当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をいたしません。

e 当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図っています。

f 当社は、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、適切に業務を分担することで、特定の組織又は特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、効率的な事業運営と内部牽制機能の発揮を図っています。

g 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進してまいります。

④リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、管理部を主管部署として情報の一元化を行っております。また当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外監査役を2名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役の島田直行氏及び吉谷一成氏は、当社との間には人的関係、資本関係、又は、取引関係その他

の利害関係はありません。当社は、社外監査役の独立性に関する基準又は方針について、特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。なお当社は現時点において、社外取締役を選任する予定はありません。

⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引で合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役	50,730	50,730	—	—	—	3
監査役	3,600	3,600	—	—	—	2

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は6名以内、監査役は1名以上とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外監査役との責任限定契約内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	18,200	—
連結子会社	—	—
計	18,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針としましては、特別な方針等は定めておりませんが、監査法人が策定した監査計画に基づいて監査日数等を勘案し、所定の手続きを経て決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,416,230	1,140,566
受取手形	19,479	7,722
売掛金	195,223	204,511
販売用不動産	※2 4,087,247	※2 3,968,272
仕掛販売用不動産	278,478	797,364
未成工事支出金	189,626	176,669
その他	82,464	95,156
貸倒引当金	△96	△168
流動資産合計	6,268,654	6,390,094
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 445,090	※2 483,329
機械装置及び運搬具（純額）	130,414	131,446
土地	※2 440,093	※2 441,726
その他（純額）	38,940	48,318
有形固定資産合計	※1 1,054,538	※1 1,104,821
無形固定資産		
のれん	124,276	92,040
その他	18,808	13,364
無形固定資産合計	143,084	105,405
投資その他の資産		
投資有価証券	26,443	30,470
繰延税金資産	139,496	138,145
その他	63,914	61,988
貸倒引当金	△1,039	△977
投資その他の資産合計	228,814	229,627
固定資産合計	1,426,437	1,439,854
資産合計	7,695,091	7,829,948

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)		当連結会計年度 (2025年5月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		368,043		306,907
短期借入金	※2	2,254,200	※2	1,412,000
1年内償還予定の社債		320,000		37,400
1年内返済予定の長期借入金	※2	224,054	※2	329,698
未払金		79,099		239,900
未払法人税等		113,751		133,777
契約負債		78,266		82,696
預り金		79,909		159,357
賞与引当金		84,149		96,315
その他		80,365		84,133
流動負債合計		3,681,840		2,882,186
固定負債				
社債		70,000		452,600
長期借入金	※2	2,192,945	※2	2,544,575
繰延税金負債		0		1,854
退職給付に係る負債		36,959		—
その他		45,476		54,703
固定負債合計		2,345,381		3,053,733
負債合計		6,027,222		5,935,920
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,000		1,000
利益剰余金		1,665,191		1,889,761
株主資本合計		1,666,191		1,890,761
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		1,678		3,267
その他の包括利益累計額合計		1,678		3,267
純資産合計		1,667,869		1,894,028
負債純資産合計		7,695,091		7,829,948

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)		当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
売上高	※1	6,782,641	※1	7,676,225
売上原価		4,465,383		5,048,847
売上総利益		2,317,257		2,627,378
販売費及び一般管理費	※2	2,110,922	※2	2,120,734
営業利益		206,335		506,644
営業外収益				
受取利息及び配当金		2,064		2,084
受取賃貸料		4,163		2,574
受取保険金		7,481		1,408
不動産取得税還付金		14,304		4,123
助成金収入		300		14,066
その他		2,361		1,820
営業外収益合計		30,675		26,079
営業外費用				
支払利息		40,612		48,711
支払手数料		2,097		20,713
その他		1,896		2,194
営業外費用合計		44,605		71,619
経常利益		192,404		461,103
特別利益				
固定資産売却益	※3	1,786	※3	1,034
保険解約返戻金		175,968		—
特別利益合計		177,755		1,034
特別損失				
固定資産除却損	※4	1,416	※4	21,510
保険解約損		10,636		—
退職給付制度改定損		—	※5	18,402
減損損失		—	※6	7,537
特別損失合計		12,052		47,450
税金等調整前当期純利益		358,107		414,687
法人税、住民税及び事業税		154,249		187,636
法人税等還付税額		△34,719		△184
法人税等調整額		△52,823		2,665
法人税等合計		66,706		190,117
当期純利益		291,401		224,570
親会社株主に帰属する当期純利益		291,401		224,570

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)
当期純利益	291,401	224,570
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	800	1,588
その他の包括利益合計	※ 800	※ 1,588
包括利益 (内訳)	292,201	226,159
親会社株主に係る包括利益	292,201	226,159

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,000	1,354,404	1,355,404	878	878	1,356,282
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益		291,401	291,401			291,401
企業結合による増減		19,385	19,385			19,385
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）				800	800	800
当期変動額合計	—	310,787	310,787	800	800	311,587
当期末残高	1,000	1,665,191	1,666,191	1,678	1,678	1,667,869

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至2025年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,000	1,665,191	1,666,191	1,678	1,678	1,667,869
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益		224,570	224,570			224,570
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）				1,588	1,588	1,588
当期変動額合計	—	224,570	224,570	1,588	1,588	226,159
当期末残高	1,000	1,889,761	1,890,761	3,267	3,267	1,894,028

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	358,107	414,687
減価償却費	107,232	88,850
のれん償却額	32,753	32,235
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△66	9
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12,014	12,165
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	4,268	△36,959
受取利息及び受取配当金	△2,064	△2,084
支払利息	40,612	48,711
支払手数料	2,097	20,713
固定資産処分損益 (△は益)	△370	20,476
減損損失	—	7,537
退職給付制度改定損	—	18,402
保険解約返戻金	△175,968	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,597	2,469
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△413,503	△384,786
仕入債務の増減額 (△は減少)	173,774	△61,135
未払金の増減額 (△は減少)	△314,513	160,800
前受金の増減額 (△は減少)	40,720	4,429
預り金の増減額 (△は減少)	4,118	79,447
その他	28,484	△36,525
小計	△117,898	389,447
利息及び配当金の受取額	1,062	1,403
利息の支払額	△42,232	△47,443
法人税等の支払額	△157,433	△190,958
法人税等の還付額	34,719	24,820
その他	300	14,066
営業活動によるキャッシュ・フロー	△281,483	191,337
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△157,696	△171,749
定期預金の預入による支出	△10,000	△80,000
保険積立金の解約による収入	413,306	—
その他	△13,402	16,888
投資活動によるキャッシュ・フロー	232,207	△234,861
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△185,102	△842,200
長期借入れによる収入	720,880	1,163,000
長期借入金の返済による支出	△485,225	△705,734
社債の発行による収入	97,903	409,950
社債の償還による支出	△10,000	△320,000
その他	△9,782	△7,155
財務活動によるキャッシュ・フロー	128,673	△302,140
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	79,396	△345,664
現金及び現金同等物の期首残高	1,302,972	1,382,369
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,382,369	※ 1,036,705

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数：4社

連結子会社名：(株)田村ビルズ、タムラエンバイロ(株)、(有)キャロットたむら、(株)ふたば不動産

なお、前連結会計年度において連結子会社であった(株)アービックマネジメントは、2025年3月31日付で(株)田村ビルズを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日(5月31日)と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 2～8年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付制度として確定拠出制度を設けております。確定拠出制度の拠出における会計処理方法として、連結会計年度における確定拠出企業年金の要拠出額を退職給付費用として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

①不動産売買

自社不動産売買は、不動産を購入して建物や土地の改修を行い顧客に販売するサービスであり、顧客との不動産売買契約等に基づき不動産物件の引渡を行う義務を負っております。当該履行義務は不動産物件の引渡がなされる一時点で充足されるものであり、当該物件の引渡時点において収益を計上しております。

不動産売買仲介は、不動産の売買の際に買主と売主の間に立ち、売買契約の仲介を行うサービスであり、顧客と一般媒介契約書を締結しております。当該履行義務は一般媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件の引渡がなされる一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

なお、上記の取引対価は、契約条件に従って短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②不動産賃貸

不動産賃貸は、入居予定者に対し賃貸物件の仲介斡旋を行う賃貸仲介、賃貸マンション等の管理を行う賃貸管理及び主に居住用住戸の賃貸を行っております。

賃貸仲介サービスは、顧客からの申込みに基づき、仲介サービスを行う履行義務を負っております。当該履行義務は、賃貸借契約を締結した一時点で充足されるため、賃貸借契約締結時点において仲介サービスに基づく報酬を収益として認識しております。

賃貸管理は、オーナー所有物件の賃貸管理、建物管理及び入居者の退去後の原状回復工事等を行っております。顧客との不動産管理委託契約に基づき、当該物件の管理を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、賃貸管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

不動産賃貸では主に居住用住戸の貸付業を行っており、不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

③建築

新築住宅、住宅リフォーム工事、仮設足場の架組み工事等の建築工事全般において、請負工事契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建築物を顧客に引渡を行う履行義務を負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④収集運搬

収集運搬は廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理施設まで運搬するサービスであり、顧客との契約に基づき当該廃棄物の運搬を行う義務を負っております。当該履行義務は契約に基づく運搬が完了した時点で充足されるものであり、当該廃棄物の運搬が完了した時点において収益を計上しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤廃棄物処理

廃棄物処理は廃棄物の処理施設において脱水、燃却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスであり、顧客との契約に基づき当該廃棄物の処理を行う義務を負っております。当該履行義務は契約に基づく処理が完了した時点で充足されますが、廃棄物が処理施設に搬入後直ちに分別・処分されるため、処理施設に搬入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該廃棄物を中間又は最終処理施設に搬入した時点で収益を計上しております。なお、取引対価は、契約条件に従い、短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. (のれんの減損に係る見積り)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	124,276 千円	92,040 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損損失に係る算出方法

当社グループは、子会社株式の取得時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上します。

②見積りの金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算、子会社株式取得時の利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、主として、売上高と営業利益を主要な仮定としております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	139,496 千円	138,145 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 2018 年 2 月 16 日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

ただし、特定の課税所得の見積額については不確実性が伴うため、その発生差額や発生時期等の見込みの変動になり、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 5 月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	764,010 千円	821,715 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
販売用不動産	1,296,688 千円	1,345,607 千円
建物及び構築物 (純額)	86,441 千円	56,651 千円
土地	230,773 千円	238,170 千円
合計	1,613,903 千円	1,640,429 千円

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
短期借入金	229,000 千円	136,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	99,593 千円	134,568 千円
長期借入金	1,109,422 千円	1,322,727 千円
合計	1,438,015 千円	1,593,295 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
給料及び賞与	747,517千円	807,819千円
役員報酬	72,014千円	81,594千円
賞与引当金繰入額	75,827千円	82,838千円
貸倒引当金繰入額	△62千円	9千円
退職給付費用	4,538千円	11,696千円
広告宣伝費	219,030千円	205,475千円
減価償却費	107,232千円	88,850千円
のれん償却額	32,753千円	32,235千円

※3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
機械装置及び運搬具	1,786千円	1,034千円
計	1,786千円	1,034千円

※4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
建物及び構築物	930千円	20,161千円
機械装置及び運搬具	－千円	686千円
有形固定資産その他	86千円	－千円
無形固定資産その他	400千円	663千円
計	1,416千円	21,510千円

※5 退職給付制度改定損

前連結会計年度(自 2023年6月1日 2024年5月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 2025年5月31日)

当社グループは、2024年10月1日付で退職一時金制度を確定拠出年金制度に移行しております。この制度変更については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し、当連結会計年度において退職給付制度改定損18,402千円を特別損失に計上しております。

※6 減損損失

前連結会計年度(自 2023年6月1日 2024年5月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 2025年5月31日)

場所	主な用途	種類	減損損失
北九州市小倉北区	営業店舗	建物及び構築物	5,434千円
山口県下関市	営業店舗	建物及び構築物	2,102千円

当社グループは、上記の資産グループについて減損損失を計上しております。減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下している賃貸不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該

減少額を減損損失 7,537 千円として特別損失に計上しました。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、使用価値をゼロとして評価した結果、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,217 千円	2,416 千円
組替調整額	－千円	－千円
法人税等及び税効果調整前計	1,217 千円	2,416 千円
法人税等及び税効果額	△416 千円	△828 千円
その他有価証券評価差額金	800 千円	1,588 千円
その他の包括利益合計	800 千円	1,588 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
現金及び預金勘定	1,416,230 千円	1,140,566 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△33,860 千円	△103,861 千円
現金及び現金同等物	1,382,369 千円	1,036,705 千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

ア. 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

イ. 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

②リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性が高い金融資産に限定して行い、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債発行により行っております。デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、主に賃貸用不動産、販売用不動産の購入資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金等については、経常的に発生しており、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するなど、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2024年5月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	23,783	23,783	—
資産計	23,783	23,783	—
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	390,000	387,338	△2,661
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,416,999	2,395,269	△21,730
負債計	2,806,999	2,782,607	△24,392

当連結会計年度（2025年5月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	27,780	27,780	—
資産計	27,780	27,780	—
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	490,000	483,177	△6,822
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,874,273	2,835,827	△38,446
負債計	3,364,273	3,319,004	△45,269

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
非上場株式	2,660	2,690
出資金	780	810

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,416,230	—	—	—
受取手形	19,479	—	—	—
売掛金	195,223	—	—	—
合計	1,630,934	—	—	—

当連結会計年度 (2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,140,566	—	—	—
受取手形	7,722	—	—	—
売掛金	204,511	—	—	—
合計	1,352,800	—	—	—

(注4) 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,254,200	—	—	—	—	—
社債 (1年内償還予定を含む)	320,000	20,000	20,000	20,000	10,000	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	224,054	280,318	273,454	327,017	177,256	1,134,897
合計	2,798,254	300,318	293,454	347,017	187,256	1,134,897

当連結会計年度 (2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,412,000	—	—	—	—	—
社債 (1年内償還予定を含む)	37,400	37,400	37,400	27,400	17,400	333,000
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	329,698	331,590	363,388	265,474	213,191	1,370,929
合計	1,779,098	368,990	400,788	292,874	230,591	1,703,929

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23,783	—	—	23,783
資産計	23,783	—	—	23,783

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	27,780	—	—	27,780
資産計	27,780	—	—	27,780

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	387,338	—	387,338
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,395,269	—	2,395,269
負債計	—	2,782,607	—	2,782,607

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	483,177	—	483,177
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,835,827	—	2,835,827
負債計	—	3,319,004	—	3,319,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2024 年 5 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,783	21,290	2,492
合計		23,783	21,290	2,492

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式 (連結貸借対照表計上額 2,660 千円) 及び出資金 (同 780 千円)) については、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2025 年 5 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	27,780	22,810	4,969
合計		27,780	22,810	4,969

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式 (連結貸借対照表計上額 2,690 千円) 及び出資金 (同 810 千円)) については、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

当社グループは退職金制度として、確定給付企業年金制度（積立型）及び退職一時金制度（非積立型）を設けておりましたが、2024年10月1日より確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度へ移行し、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2001年1月31日）を適用しております。

なお、2024年9月30日まで、当社グループが有する退職一時金制度は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	32,691千円	36,959千円
退職給付費用	4,538千円	899千円
退職給付の支払額	△270千円	△6,119千円
制度変更に伴う減少額	－千円	△31,739千円
退職給付に係る負債の期末残高	36,959千円	－千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
一時金制度の退職給付債務	36,959千円	－千円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	36,959千円	－千円
退職給付に係る負債	36,959千円	－千円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	36,959千円	－千円

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	4,538千円	899千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を負債として認識しております。

確定拠出制度に係る退職給付費用は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
確定拠出制度に係る退職給付費用	－千円	10,797千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社子会社取締役 4名 当社従業員 15名	当社取締役 2名 当社子会社取締役 4名 当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 36,000株	普通株式 46,000株
付与日	2023年5月26日	2024年5月30日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左
権利行使期間	自 2025年5月27日 至 2033年4月26日	自 2026年5月31日 至 2034年5月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自 2024年5月1日 至 2025年5月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	35,000	46,000
付与	—	—
失効	1,000	1,000
権利確定	—	—
未確定残	34,000	45,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	855.0	1,025.0
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価方法は、第1回新株予約権発行価格については、類似業種比準価格と純資産価額を、第2回新株予約権発行価格については、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)に基づく株式価値、類似業種比準法に基づく株式価値を、総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の前連結会計年度末における本源的価値の合計額及び前連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の

合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	一千円
当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	9,265千円	12,567千円
賞与引当金	28,830千円	32,997千円
未払費用	18,369千円	15,599千円
税務上の繰越欠損金(注)	106,665千円	116,933千円
退職給付に係る負債	12,659千円	一千円
棚卸資産評価損	29,129千円	58,470千円
その他	18,947千円	25,396千円
繰延税金資産小計	223,867千円	261,966千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△71,270千円	△116,933千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,192千円	△4,856千円
評価性引当額小計	△81,462千円	△121,790千円
繰延税金資産合計	142,404千円	140,176千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△874千円	△1,702千円
その他	△2,034千円	△2,182千円
繰延税金負債合計	△2,909千円	△3,885千円
繰延税金資産(負債)の純額	139,495千円	136,290千円

(注1) 評価性引当金が40,327千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金(法定実効税率を乗じた金額)及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

前連結会計年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	900	105,765	106,665
評価性引当額	—	—	—	—	—	△71,270	△71,270
繰延税金資産	—	—	—	—	900	34,495	35,395

当連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	116,933	116,933
評価性引当額	—	—	—	—	—	△116,933	△116,933
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
住民税均等割	1.5%	1.3%
評価性引当額の増減	7.5%	9.7%
のれん償却額	3.1%	2.7%
税率差異	△2.1%	△1.5%
税額控除	△0.3%	△2.7%
法人税等還付税額	△9.7%	△0.0%
税務上の繰越欠損金の利用	△9.9%	△2.2%
退職給付制度改定損	－%	1.5%
その他	△5.8%	2.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.6%	45.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.3%から35.1%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

(1) 取引の概要

① 結合当事会社の名称及びその事業の内容

ア. 吸収合併存続会社: ㈱田村ビルズ(建築・不動産事業)

イ. 吸収合併消滅会社: ㈱エコハウス(土木建築工事業、設計・監理業)、㈱TB デジタル(飲食業、教育・研修事業)

② 企業結合日: 2023年12月1日

③ 企業結合の法的形式: ㈱田村ビルズを吸収合併存続会社、㈱エコハウス及び㈱TB デジタルを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称: 変更はありません。

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

不動産・建築事業を行う3社の合併により、当社グループの経営資源を最適かつ効率的に活用し、より質の高い営業活動やサービスの提供を可能にすることにより、事業領域と顧客基盤の拡大を企図したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

(1) 取引の概要

① 結合当事会社の名称及びその事業の内容

ア. 吸収合併存続会社: ㈱田村ビルズ(建築・不動産事業)

イ. 吸収合併消滅会社: ㈱アービックマネジメント(不動産管理業)

② 企業結合日: 2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式: ㈱田村ビルズを吸収合併存続会社、㈱アービックマネジメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称: 変更はありません。

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

不動産事業を行う両社の合併により、当社グループの経営資源を最適かつ効率的に活用し、より質の高い営業活動やサービスの提供を可能にすることで、事業領域と顧客基盤を拡大することを企図したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

建築・不動産事業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う退去時における原状回復義務等を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	計
一時点で移転される財	5,549,451	1,058,928	6,608,379
一定の期間にわたり移転される財	174,262	—	174,262
顧客との契約から生じる収益	5,723,713	1,058,928	6,782,641
その他の収益	—	—	—
外部顧客との売上高	5,723,713	1,058,928	6,782,641

(注) 建築・不動産事業の「一定の期間にわたり移転される財」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づく賃貸料収入を含んでおります。

当連結会計年度 (自 2024 年 6 月 1 日 至 2025 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	計
一時点で移転される財	6,534,140	927,678	7,461,819
一定の期間にわたり移転される財	214,406	—	214,406
顧客との契約から生じる収益	6,748,547	927,678	7,676,225
その他の収益	—	—	—
外部顧客との売上高	6,748,547	927,678	7,676,225

(注) 建築・不動産事業の「一定の期間にわたり移転される財」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づく賃貸料収入を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	199,102	214,703
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	214,703	212,233
契約負債 (期首残高)	37,546	78,266
契約負債 (期末残高)	78,266	82,696

注) 契約負債は、主として顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年を超える取引はないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメント概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社は「建築・不動産事業」及び「環境リサイクル事業」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントに属するサービスの内容は以下の通りであります。

セグメント区分	属するサービスの内容
建築・不動産事業	不動産売買仲介、中古住宅買取再販、新築建売、投資用アパート販売、賃貸仲介・賃貸管理、建築・足場、不動産テック、不動産ファンド、その他
環境リサイクル事業	収集運搬、中間処理、最終処分、リサイクル、その他

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

3. 報告セグメントとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	建築・不動産 事業	環境リサイクル 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,723,713	1,058,928	6,782,641	—	6,782,641
セグメント間の内部売上高又は振替高	55,023	32,660	87,684	△87,684	—
計	5,778,737	1,091,588	6,870,326	△87,684	6,782,641
セグメント利益	146,889	214,944	361,833	△155,497	206,335
セグメント資産	6,389,826	965,880	7,355,707	339,384	7,695,091
その他の項目					
減価償却費	16,902	69,067	85,970	21,262	107,232
のれん償却額	32,753	—	32,753	—	32,753
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	604,378	11,992	616,371	106,499	722,871

(注1) 調整額の内容は、以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産は、主に管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものであります。

(注2) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表計上額 (注2)
	建築・不動産 事業	環境リサイクル 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,748,547	927,678	7,676,225	—	7,676,225
セグメント間の 内部売上高又は振替高	33,802	22,233	56,036	△56,036	—
計	6,782,349	949,911	7,732,261	△56,036	7,676,225
セグメント利益	511,723	116,825	628,548	△121,904	506,644
セグメント資産	6,508,418	761,990	7,270,409	559,539	7,829,948
その他の項目					
減価償却費	19,825	44,266	64,091	24,758	88,850
のれん償却額	32,235	—	32,235	—	32,235
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	81,140	30,239	111,379	79,375	190,755

（注1）調整額の内容は、以下の通りであります。

- （1）セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。
- （2）セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産は、主に管理部門に係る資産であります。
- （3）減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
- （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係るものであります。

（注2）セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	全社・消去	合計
減損損失	7,537	—	—	7,537

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

(単位：千円)

	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	全社・消去	合計
当期償却額	32,753	—	—	32,753
当期末残高	124,276	—	—	124,276

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

	建築・不動産事業	環境リサイクル事業	全社・消去	合計
当期償却額	32,235	—	—	32,235
当期末残高	92,040	—	—	92,040

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。
- ②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- ③連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- ①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。
- ②連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- ③連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり純資産額	1,667円87銭	1,894円03銭
1株当たり当期純利益	291円40銭	224円57銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,667,869	1,894,028
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,667,869	1,894,028
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	1,000,000	1,000,000

(注3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	291,401	224,570
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益 (千円)	291,401	224,570
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	①2023年4月26日臨時株主総会決議の新株予約権360個(普通株式36,000株) ②2024年5月21日臨時株主総会決議の新株予約権460個(普通株式46,000株) これらの詳細については、第6【経理の状況】【連結財務諸表等】【注記事項】(ストック・オプション等関係)に記載の通りであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱田村ビルズ グループ	第1回 無担保社債	2019年12月6日	200,000	—	0.2	無担保 社債	2024年12月6日
㈱田村ビルズ グループ	第2回 無担保社債	2019年12月6日	100,000	—	0.2	無担保 社債	2024年12月6日
㈱田村ビルズ グループ	第3回 無担保社債	2023年8月4日	90,000	70,000 (20,000)	0.7	無担保 社債	2028年8月4日
㈱田村ビルズ グループ	第4回 無担保社債	2024年11月29日	—	300,000 (—)	1.0	無担保 社債	2031年11月28日
㈱田村ビルズ グループ	第5回 無担保社債	2025年5月1日	—	120,000 (17,400)	1.3	無担保 社債	2032年4月30日
合計	—	—	390,000	490,000 (37,400)	—	—	—

(注1) 当期末残高欄の()書は、1年以内に償還が予定されている額であります。

(注2) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
37,400	37,400	37,400	27,400	17,400

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,254,200	1,412,000	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	224,054	329,698	1.0	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを 除く)	2,192,945	2,544,575	1.0	2026年11月～ 2054年3月
合計	4,671,199	4,286,273	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	331,590	363,388	265,474	213,191

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から、3 ヶ月以内
基準日	毎年 5 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 5 月 31 日、毎年 11 月 30 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	(注 1)
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取次所	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
株主名簿管理人	三菱 UFJ 信託銀行株式会社大阪証券代行部
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
買取手数料	無料(注 2)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://tamura-builds.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注 1) 当会社株式は、Fukuoka PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第 128 条第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

(注 2) 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が Fukuoka PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

(注 3) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行年月日	2023年5月26日	2024年5月30日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 36,000株	普通株式 46,000株
発行価格	855円(注2)	1,025円(注2)
資本組入額	15,390,000円	23,575,000円
発行価額の総額	30,780,000円	47,150,000円
資本組入額の総額	15,390,000円	23,575,000円
発行方法	2023年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年5月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

(注1) 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下の通りであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の募集等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当F-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

- ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。
- ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(注2) 当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価方法は、第1回新株予約権発行価格については、類似業種比準価格と純資産価額を、第2回新株予約権発行価格については、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)に基づく株式価値、類似業種比準法に基づく株式価値を、総合的に勘案して決定しております。

(注3) 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
行使時の払込金額	「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。(注4)	「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。(注5)
行使期間	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

(注4) 退職者(従業員2名)による権利の失効により、新株予約権の発行数は34,000株、発行価格の総額29,070,000円(うち資本組入額の総額は、14,535,000円)となります。

(注5) 退職者(従業員1名)による権利の失効により、新株予約権の発行数は45,000株、発行価格の総額46,125,000円(うち資本組入額の総額は、23,062,500円)となります。

2【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
河村 英治	山口県山口市	会社役員	4,000	3,420,000 (855)	特別利害関係者（当社取締役専務執行役員）（注2）
肥後 和男	山口県長門市	会社役員	4,000	3,420,000 (855)	特別利害関係者 （当社会社代表取締役）
與國 忍	山口県山口市	会社役員	2,000	1,710,000 (855)	特別利害関係者（当社取締役執行役員）（注3）
新田 和彦	山口県宇部市	会社役員	2,000	1,710,000 (855)	特別利害関係者 （当社会社代表取締役）
齋藤 博幸	山口県山口市	会社役員	2,000	1,710,000 (855)	特別利害関係者 （当社会社取締役）
青木 徹	山口県長門市	会社役員	2,000	1,710,000 (855)	特別利害関係者 （当社会社取締役）
沖村 清	山口県長門市	会社役員	1,000	855,000 (855)	特別利害関係者 （当社会社代表取締役）

(注1) 最近連結会計年度末現在、退職者（従業員2名）による権利の失効により、新株予約権の発行数は34,000株となっております

(注2) 河村英治は、2025年4月1日付で、当社取締役専務執行役員に選任されております。

(注3) 與國忍は、2025年4月1日付で、当社取締役執行役員に選任されております。

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
河村 英治	山口県山口市	会社役員	4,000	4,100,000 (1,025)	特別利害関係者（当社取締役専務執行役員）（注2）
肥後 和男	山口県長門市	会社役員	4,000	4,100,000 (1,025)	特別利害関係者 （当社会社代表取締役）
與國 忍	山口県山口市	会社役員	2,000	2,050,000 (1,025)	特別利害関係者（当社取締役執行役員）（注3）
新田 和彦	山口県宇部市	会社役員	2,000	2,050,000 (1,025)	特別利害関係者 （当社会社代表取締役）
齋藤 博幸	山口県山口市	会社役員	2,000	2,050,000 (1,025)	特別利害関係者 （当社会社取締役）
青木 徹	山口県長門市	会社役員	2,000	2,050,000 (1,025)	特別利害関係者 （当社会社取締役）
沖村 清	山口県長門市	会社役員	1,000	1,025,000 (1,025)	特別利害関係者 （当社会社代表取締役）

(注1) 最近連結会計年度末現在、退職者（従業員1名）による権利の失効により、新株予約権の発行数は45,000株となっております。

(注2) 河村英治は、2025年4月1日付で、当社取締役専務執行役員に選任されております。

(注3) 與國忍は、2025年4月1日付で、当社取締役執行役員に選任されております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
田村 伊幸 (注1、2)	山口県山口市	350,000	32.44
株式会社 TMR (注1)	山口県山口市米屋町 2-13-1605	350,000	32.44
田村 英子 (注1)	山口県山口市	300,000	27.80
河村 英治 (注3)	山口県山口市	8,000 (8,000)	0.74 (0.74)
肥後 和男 (注4)	山口県長門市	8,000 (8,000)	0.74 (0.74)
與國 忍 (注3)	山口県山口市	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
新田 和彦 (注4)	山口県宇部市	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
齋藤 博幸 (注4)	山口県山口市	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
青木 徹 (注4)	山口県長門市	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
沖村 清 (注4)	山口県長門市	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
- (注5)	-	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
- (注5)	-	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
- (注5)	-	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
- (注5)	-	4,000 (4,000)	0.37 (0.37)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	2,000 (2,000)	0.19 (0.19)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
- (注5)	-	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
計	-	1,079,000 (79,000)	100.00 (7.32)

(注1) 特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)

(注2) 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

(注3) 特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注4) 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)

(注5) 当社、当社子会社の従業員

(注6) 株式総数に対する所有株式の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(注7) () 内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社 田村ビルズグループ
取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員

公認会計士

新関 智之

業務執行社員

公認会計士

木目 羽 美香子

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社田村ビルズグループの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社田村ビルズグループ及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年5月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上